

大和市告示第56号

大和市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

大和市長 古谷田 力

大和市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年大和市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第5条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、1回の支給決定につき、支援時間は60時間を上限とし、支援期間は3月以内とする（ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。）。

第9条第2項中「場合、」の次に「原則として」を加え、「報告しなければならない」を「報告するものとする」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号の改正規定は、同年6月1日から施行する。